

働き方改革は全員が担当者 資料6

みんなのウェルビーイングの実現のために



<山梨県教育長>
おぎの ともお
荻野 智夫

山梨県教育委員会では、「働き方改革に関する取組方針」を改定しました。学校は、教員が生き生きと働き、子どもたちが通いたいと思える場所であってほしいです。学校に関わる人みんなのウェルビーイングの実現のため、全員が担当者という意識をもって、改革を推進します。

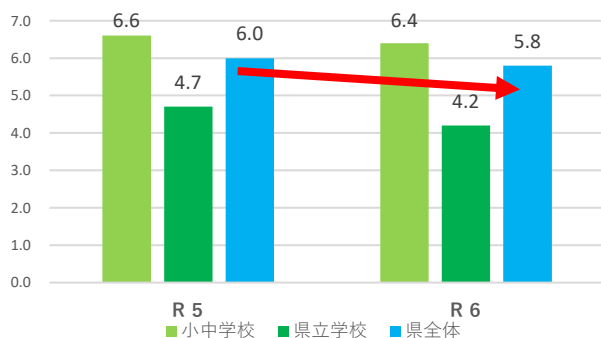
働き方改革の目的は、教員が子どもたちと向き合い、よりよい教育を行うための時間を確保することです。そのためには、保護者や地域の皆様にもこの改革の主旨をご理解いただき、支えていただく必要があります。是非とも皆様の御協力をお願いします。

ウェルビーイングとは

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会全体が幸せや豊かさを感じられる状態にあること。

● 教員の働き方の現状

時間外在校等時間が月80時間超の教育職員
(月80時間を超過した教育職員の月ごとの平均的な割合)



山梨県における長時間勤務の教員の割合は、減少傾向にあるものの、およそ5.8%の教員が、月80時間を超過しています。

● 教員の1日の勤務例 ※学校によって異なります。

| | | |
|-------|----------------------------|---|
| 7:00 | 時間外 | ○授業準備 ○登校指導 ○教室環境整備 |
| 8:00 | | |
| 9:00 | 勤務時間(7時間45分) 8:20~16:50 | 授業・給食指導・清掃指導・生徒指導等 |
| 10:00 | | |
| 11:00 | | |
| 12:00 | | |
| 13:00 | | |
| 14:00 | | |
| 15:00 | | |
| 16:00 | 時間外 | ○諸会議・打合せ ○保護者相談 ○成績処理 ○授業準備・教材研究 ○生徒指導・進路指導 ○学年学級事務 ○部活動指導(中学・高校) |
| 17:00 | | |
| 18:00 | | |
| 19:00 | | |

教員の正規の勤務時間(例)は、
午前8時20分～午後4時50分、
早朝や勤務時間以降は、時間外です。

● 働き方改革に関する取り組み例

学校で

○勤務時間の見える化

勤務時間管理を徹底し、学校閉庁日や定時退校日を設定するなど、長時間勤務の状況を改善します。

○文書半減プロジェクト

学校現場の文書事務の縮減を図っています。

学校外・地域で

○登下校時の旗振りや見守り活動

多くの保護者や地域の皆様に御協力をいただき感謝しています。引き続きよろしくお願いします。

○部活動の地域展開

部活動指導員等の外部人材の配置とガイドラインに沿った取組を進めます。

● 学校の対応等について(国の指針に基づくもの)

◆時間外の対応に関して

時間外における学校外での対応が、長時間勤務の要因となっています。例えば、放課後・夜間の校外的見回りや、児童生徒が補導された際の警察への引き取り等の対応については、緊急時を除き、学校は対応できかねます。

◆学校への過剰な要求等に関して

子供の成長のためには、教職員と保護者・地域住民等が役割分担し、互いに協力し合う必要があります。教職員とのやりとりの際には、以下のことにご配慮をお願いします。

<お願いしたいこと>

○適切な表現・声量

○適切な時間内での相談

<お控えいただきたいこと>

△過度な要求

△SNSでの拡散

➡ 教職員の余白の時間を生み出し、子供主体の効果的な教育活動を推進します

みんなのウェルビーイングのために、働き方改革を応援してください!

県PTA協議会及び県高等学校PTA連合会も、子供たちの豊かな成長のために、学校の働き方改革に賛同しています。

教職員との連絡・面談等に当たってのお願い ～よりよい教育の実現に向けて～

山梨県教育委員会では、令和8年1月に「山梨県教育委員会における関係者からの過剰な要求等への対応方針」を策定しました。本対応方針においては、「過剰な要求等」に該当する行為や、学校の基本的な対応方針をお示ししています。これらを保護者や地域の皆様と共有させていただくことにより、子どもたちの教育に共に手を携えて当たれるよう環境づくりを進めてまいります。教職員が自身の能力を最大限発揮できる環境を整え、子どもたちにより充実した学びを提供できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



＜山梨県教育長＞
おきの ともお 智夫

教職員の基本的な心構え

児童生徒・保護者・地域の皆様との信頼関係を大切に、常に「子どものためになるか」を考えながら連携と協力、誠実な対応に努めてまいります。

過剰な要求等にあたる行為の周知

保護者・地域の皆様にどのような行為が「過剰な要求等」にあたるのかを共有し、子どもの教育に悪影響を及ぼす行動を避けていただけるよう、周知と理解・協力を呼びかけてまいります。

過剰な要求等への組織的な対応

意見や申し入れが過剰な要求等に発展した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応します。あわせて、必要に応じて記録を行い、警告や対応終了をお伝えします。

特に悪質な事例への対応

暴力や暴言、脅迫、強要など安全を脅かす行為があった場合は、教育的な問題とは切り離し、スクールロイヤーや警察と連携して適切に対処します。

学校だけでは解決が困難な ケースへの対応

保護者が抱える問題等が子どもに影響している場合や、その要求が学校だけでの解決が困難な場合は、専門職と連携し、必要に応じて福祉・医療・心理などの関係機関につなげます。

来校者の皆様へ

長時間の拘束・ 同じ内容の繰り返し



電話や面会は
適切な時間内をお願いします。

名誉毀損・侮辱・暴言



大きな声や強い言葉では、
思いは伝わりません。

**教職員への行き過ぎた行為は
ご遠慮ください。**

著しく不当な要求



著しく不当な要求に対しては、
対応をお断りします。

威嚇・脅迫



暴力的な発言やSNS等での
誹謗中傷はお控えください。

よりよい教育の実現に向け、皆様のご理解とご協力をお願いします。

山梨県教育委員会

よりよい教育の実現に向け、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。